

国不建技第 290 号
令和 6 年 3 月 26 日

建設業者団体の長 殿

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長
(公 印 省 略)

監理技術者制度運用マニュアルの一部改正について

監理技術者等に関する制度に関しては、「監理技術者制度運用マニュアルについて」（平成16年3月1日付け国総建第318号）等をもって従来から運用してきたところ
です。

今般、監理技術者等の働き方改革の推進に資することを目的に、「監理技術者制
度運用マニュアル」を別添のとおり改正し、令和6年4月1日から適用することと
いたしました。

別添の内容については、各地方整備局建政部長等に通知するとともに、各都道府
県建設業担当部局長に参考送付したところ
です。

標記マニュアルは、行政担当部局が指導を行う際の指針となると同時に、建設業
者が業務を遂行する際の参考となるものである
ので、別添のとおり送付
します。

なお、「主任技術者又は監理技術者の「専任」の明確化について（改正）」（国土建
第 309号平成30年12月3日）は廃止
します。

貴団体参加の建設業者に対し、周知方
お願い
致します。